

令和2(2020)年度大卒等求人申込みのご案内 (2021年3月大学等卒業予定者用)

1 求人受理 **令和2(2020)年2月1日以降**、随時受付

2 求人公開 **令和2(2020)年4月1日より公開**

受付けた求人は、ハローワークインターネットサービスにより学生等に求人情報を提供します。
(学生への職業紹介・選考は従来通り、6月1日からとなります。)

※既卒者の応募が可能で、かつ、入社日が随時の場合は、4月1日より既卒者のみ職業紹介が可能です。

3. 必要書類

■ **就業規則、給与規定等の写し** ⇒ 前年度、大卒等求人を申込み後に労働条件等の変更が無い場合は、必要ありません。

■ **時間外労働がある場合** ⇒ 事業場ごとの36協定書の写し

■ **1年単位の变形労働時間制を採用している場合**

⇒ 变形労働時間制に関する協定届(年間カレンダーを含む)

4. 求人申込方法

下記①、②のいずれかの方法でお手続きされ、必要書類をご用意いただき、福岡新卒応援ハローワークへご来所ください。

※システム刷新に伴い、大卒等求人の様式が変更されておりますので、内容確認のため窓口へご来所いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

① 会社のパソコンから求人申込み(仮登録)できるようになります。

※ 会社のパソコンから求人を申し込む(仮登録)場合は、「求人者マイページ」を開設する必要があります(表面参照)。

※ 「求人者マイページ」を開設すると、申込み済みの求人情報データ(2020年1月6日以降に申し込んだ求人に限る)を活用(転用)した求人申込みができるようになります。

※ 仮登録後、福岡新卒応援ハローワーク大卒等求人係へ連絡(☎714-1556)をしていただくと、求人受理がスムーズに行えます。

② ハローワーク内に設置されたパソコン(検索・登録用端末)で求人情報を入力できるようになります。

求人情報の入力(仮登録)後、窓口で本登録の手続きを行います。

※ 「求人申込書」(筆記式)もご用意しています。

※ ハローワーク内パソコンで「求人者マイページ」の開設手続きを行うこともできます(表面参照)。

<求人申込み手続きの流れ>

～事業所登録が完了している(求人申し込んだことがある)場合～

① 会社のパソコンから手続きする場合

求人者マイページを開設
(会社のパソコンで開設手続き)

求人者マイページから
求人情報を入力する(仮登録)

※ マイページを通して初めて求人を申し込んだ際、求人仮登録完了画面に「〇月〇日までにハローワークにお越しの上本登録の手続きを行ってください」と表示されますので、必要書類をお持ちの上、ハローワークへご来所ください。

ハローワーク窓口で申込み内容を確認後、
求人が受理・公開される
(求人票はマイページへ送付)

② ハローワークで手続きする場合

ハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)で
求人情報を入力する(仮登録)

ハローワーク窓口で申込み内容を確認後、
求人が受理・公開される
(求人票はマイページへ送付)

※ 求人者マイページの開設をご希望の場合は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意ください。

※ ハローワークに求人申し込んだことがない場合は、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。詳しくは管轄のハローワークにお問い合わせください。